

## 那覇空港増設滑走路の平成32年3月供用開始について確実な実現を求める意見書

本市は、過去30年余り那覇空港を離発着する航空機の騒音被害に遭ってきた。平成15年から始まったP.I（パブリック・インボルブメント）でも1310m（案）を歴代市政は支持し、現市政も環境アセスで概ね8つの項目について市長意見を述べ、早急な事業着手を望んできた。

那覇空港滑走路増設事業は、我々豊見城市民の悲願である航空機の騒音被害軽減につながるため早急に供用開始されることを望んでいる。

また、大小363さまざまの島からなる島しょ県の沖縄県民にとって航空機は必要不可欠ではあり、将来の航空機需要を鑑みると1本の滑走路で運用する空港では国内2番目に運行過密な状況から早急な対策が望まれてきた。

しかしながら今回、集中工事を満たす量を確保するには県外石材の活用が不可欠として、内閣府が沖縄県に計画変更を申請したことに伴い、沖縄県が県外石材使用不承認とする最終調整を行っているとの報道がされた。

那覇空港滑走路増設事業は工期を5年10カ月に短縮し、平成32年の東京五輪を念頭に供用を始め、県のリーディング産業観光振興にも寄与するものと期待されていたが、工期が延びることになればその間、県民や観光客・県経済発展への影響が懸念されることになる。

よって、国・沖縄県においては、速やかなる事業執行を求め工期を遅らすことなく那覇空港増設滑走路が平成32年3月に供用開始が確実に実現するよう次の事項について強く要請する。

1. 豊見城市的環境基準を超える騒音被害に配慮し、当初計画通り工期を順守すること。
2. 沖縄県の観光振興と経済発展のため、滑走路増設事業にあらゆる努力を講じること。
3. 沖縄県にあっては事業工期の短縮を強く求めてきたことに鑑み、事業執行の遅延が生じないよう最大限の配慮を行うとともに円滑な事業執行に向けて積極的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年6月30日 沖縄県豊見城市議会

あて先 沖縄県知事、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）、内閣府沖縄総合事務局長及び国交省大阪航空局